

令和4年度

# 業 務 概 要

(令和3年度実績)



## 秋田県動物愛護センター

〒010-1211 秋田市雄和椿川字奥椿岱1番地

TEL 018-827-5051

FAX 018-886-5581

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/genre/13481>

## 目 次 （ 動物愛護センター業務の概要 ）

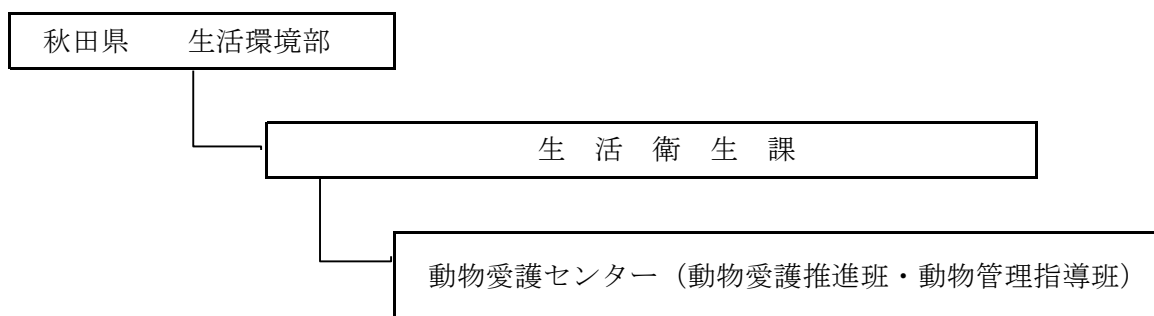
1 沿革 .....	1
2 組織構成図 .....	2
3 職員構成 .....	2
4 事務分掌 【参考1】所掌する法令、手数料 .....	3
5 業務内容と管轄区域 .....	4
6 施設の概略図（本所） .....	5
7 施設の概略図（分所） .....	6
表1 狂犬病予防業務等実施状況 .....	7
表2 犬の危害防止業務実施状況 .....	7
【参考2】令和2年度狂犬病予防注射率管内実績 .....	8
表3 犬に関する苦情・被害の届出状況 .....	9
表4 犬による咬傷事故の実態調査状況 .....	10
表5 犬取締車等運行状況 .....	11
表6 犬に関する相談受理状況 .....	11
表7 犬のしつけ方教室等実施状況 .....	12
表8 犬の譲渡実施状況 .....	12
表9 命を大切にすることを育む教室実施状況 .....	12
表10 猫に関する苦情相談の届出状況 .....	13
表11 猫の引取り申請状況 .....	13
表12 猫の譲渡実施状況 .....	13
表13 負傷猫の収容対応状況 .....	13
表14 処分施設の稼働状況 .....	14
表15 特定動物の許可事務 .....	14
表16 特定動物の飼養許可状況 .....	15
表17 動物取扱業登録状況 .....	16
表18 動物取扱責任者研修実施状況 .....	16
表19 特定動物及び動物取扱業の飼養施設監視指導状況 .....	17
【参考3】センター来場者 .....	18
【参考4】センター運営ボランティア登録者 .....	18
【参考5】センターへの寄付協力者 .....	18

## 1 沿革

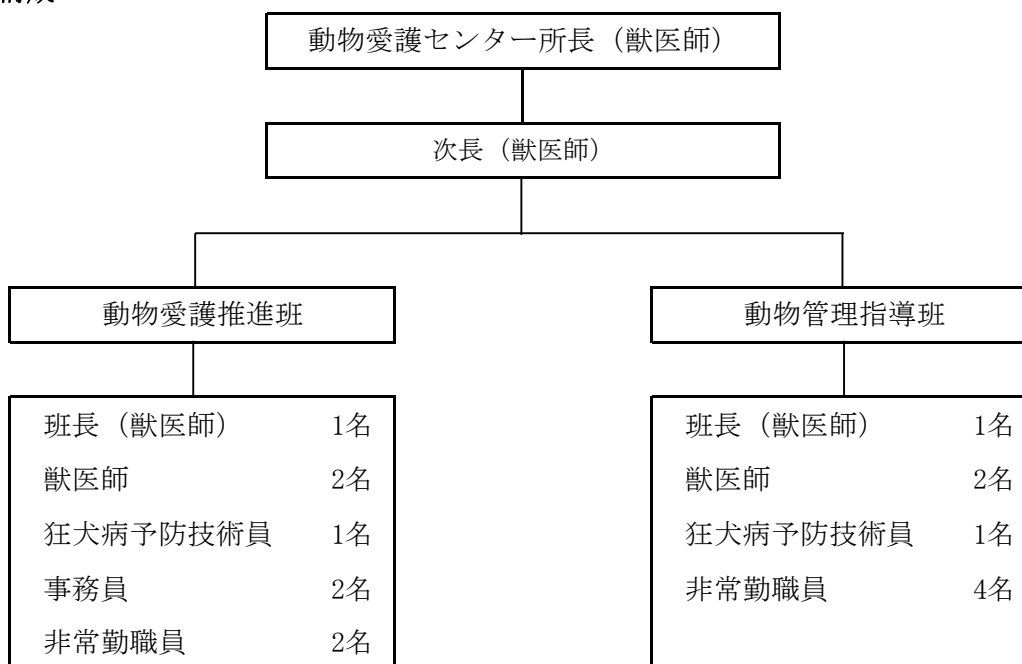
- 平成2年6月 動物管理センター施設竣工（秋田市浜田）、秋田県秋田保健所動物管理センターとして業務開始。全県の犬猫の処分、焼却を同センターで一括実施。
- 平成6年2月 飼い犬の適正飼養啓発のため「犬のしつけ教室」事業を開始。  
犬の適正飼養啓発事業で活躍するパートナー犬事業を開始。
- 平成6年6月 「子犬の譲渡」事業を同センター業務として実施。
- 平成8年4月 平成7年狂犬病予防法改正に伴い、飼い犬の登録が生涯一回に改正。
- 平成9年4月 生活環境部所管の秋田県動物管理センターとして独立公所化。管理担当と保護担当を設置。総務担当は秋田保健所が兼務。  
「秋田県動物の保護及び管理に関する条例」施行。（犬猫引取手数料1,000円/頭）  
「秋田県犬の危害防止条例」を廃止。  
犬の生体払い下げを廃止。  
秋田市が中核市として狂犬病予防法を所掌し、犬の捕獲・抑留業務を開始。
- 平成9年10月 同条例に基づく特定動物飼養許可及び動物取扱業の届出事務を開始。
- 平成10年4月 総務担当は生活環境部主管課が兼務。
- 平成11年12月 「動物の愛護及び管理に関する法律（以下「動愛法」。）」に改正。
- 平成12年4月 「狂犬病予防法」の一部改正により、犬の登録、注射事務が市町村の事務に移行。  
平成11年の動愛法改正に伴い秋田市が犬猫の引取り業務を所掌。
- 平成12年12月 「秋田県動物の愛護及び管理に関する条例（以下「動愛条例」）」に改正。
- 平成13年9月 パートナー犬の譲渡（「成犬の譲渡」事業）を開始。  
同センターから譲渡した子犬等の「譲渡犬同窓会」事業を開始。
- 平成15年3月 「あきた動物愛護管理基本構想」を策定。
- 平成18年3月 「猫の譲渡」事業を実施。
- 平成18年6月 「動愛法」が改正施行。「動愛条例」を一部改正し、「動愛法」に基づく特定動物の飼養許可等に変更するとともに、動物取扱業の登録事務を開始。
- 平成18年10月 「命を大切に作る心を育む教室」事業を開始。
- 平成19年4月 「秋田県動物愛護推進協議会」を設置。  
「秋田県動物愛護推進員」40名を委嘱。
- 平成20年2月 「秋田県動物愛護管理推進計画」を策定。
- 平成23年4月 東日本大震災に伴う県内避難者同伴犬猫の飼養等の支援対策を実施。
- 平成26年4月 犬猫引取手数料額改正（2,000円/頭）。
- 平成28年3月 「第2次秋田県動物愛護管理推進計画」を策定。  
「秋田県動物愛護センター（仮称）」整備計画を策定。
- 平成28年4月 「犬猫団体譲渡」及び「合同譲渡会」事業（県内の動物愛護団体との協働）を開始。
- 平成29年10月 動物愛護センター新設のための工事着手（秋田市雄和）。  
動物管理センター（分所）内飼養施設を改修。
- 平成31年4月 秋田県動物愛護センター開設（旧動物管理センターは分所活用）。
- 令和元年6月 同センターでの一般開放開始（譲渡対象犬猫の展示など）。
- 令和元年9月 第39回全国豊かな海づくり大会にご来県の天皇皇后両陛下が同センターご訪問。
- 令和2年6月 「動愛法」の一部を改正する法律施行。動物取扱業登録、特定動物許可要件の規定追加など。
- 令和4年3月 動愛法違反で飼い主が逮捕され、飼い主が飼養放棄した犬56頭を県が保護・収容。以後、同センターで飼養し、通常の犬の譲渡と並行して新たな飼い主への譲渡を開始。

## 2 組織構成図

令和4年4月1日現在



## 3 職員構成



#### 4 事務分掌

所名	班名	分掌事務
動物愛護センター	動物愛護推進班	1 動物の愛護思想の普及啓発に関すること
		2 庁舎管理に関すること
		3 労働衛生に関すること
		4 関係機関との連絡調整に関すること
		5 動物由来感染症に関すること
		6 収容動物の飼養管理及び譲渡に関すること
	動物管理指導班	1 狂犬病予防に関すること
		2 犬の危害防止に関すること
		3 動物の飼い方相談及び適正飼養の普及啓発に関すること
		4 負傷動物の収容に関すること
		5 特定動物の飼養許可に関すること
		6 動物取扱業の登録に関すること

#### 【参考1】

##### ○所掌する法令

- 狂犬病予防法
- 動物の愛護及び管理に関する法律
- 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例

##### ○手数料

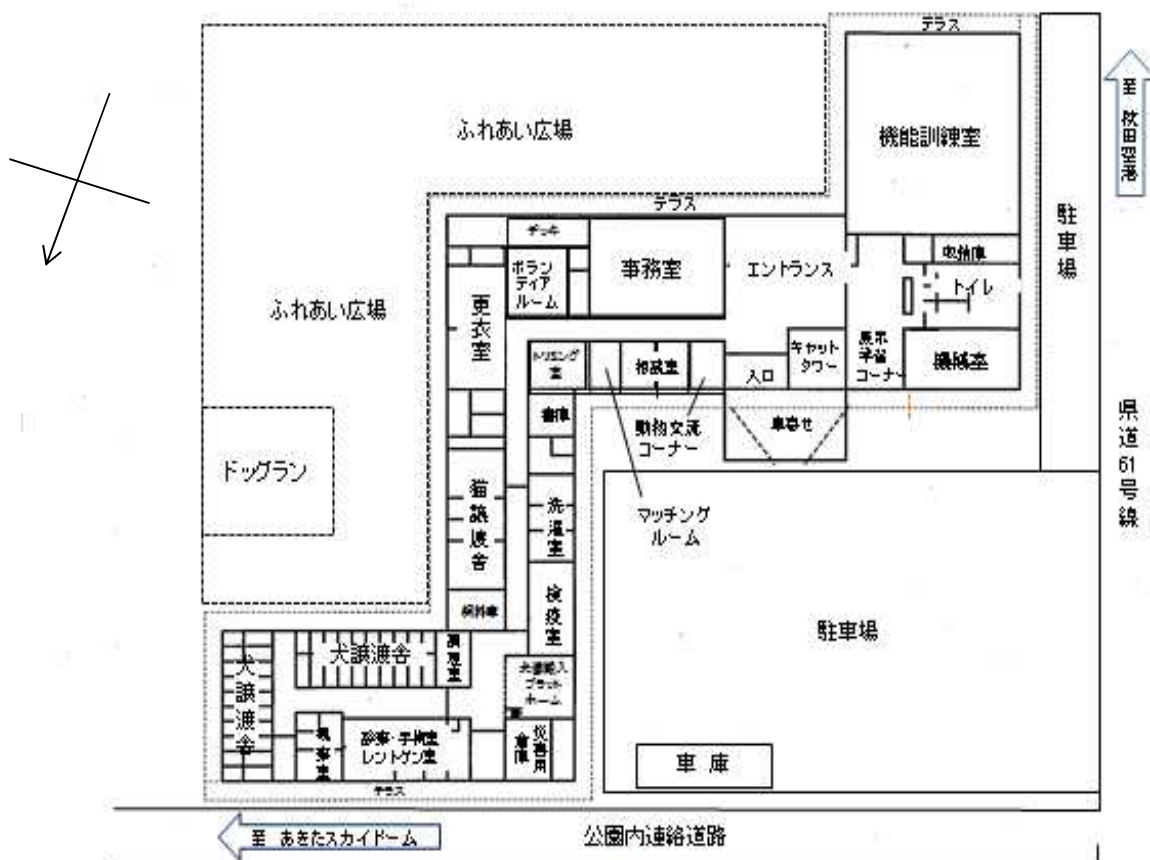
種別		手数料額	根拠法令等
抑留犬返還手数料	1頭につき	5,000円	・ 狂犬病予防法施行細則 ・ 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例
	加えて1頭当たり管理した日数1日につき	600円	
第一種動物取扱業登録(更新)申請手数料	1件につき	15,000円	・ 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例
	3件以上につき(上限)	30,000円	
特定動物飼養許可申請手数料	1件につき	15,000円	
	3件以上につき(上限)	30,000円	
特定動物飼養許可事項変更許可申請手数料	1件につき	10,000円	
	3件以上につき(上限)	20,000円	
犬猫引取り手数料	生後91日以上の犬又は猫1頭又は1匹につき	2,000円	・ 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例(平成26年4月から)
	生後90日以内の犬又は猫10頭又は10匹につき	2,000円	

## 5 業務内容と管轄区域

業務内容	管轄区域
1 犬の登録・狂犬病予防注射の推進	男鹿南秋地区
2 犬・猫等の適正飼養に関する啓発・指導	男鹿南秋地区
3 犬の危害防止に関する業務（捕獲、抑留、返還、措置）	男鹿南秋地区
4 飼い犬の引き取り	男鹿南秋地区
5 飼い猫等の引き取り	男鹿南秋、 由利本荘にかほ地区
6 犬・猫の処分（譲渡、安楽死処分等）	全県
7 犬・猫等の飼い方相談	全県
8 動物取扱業の登録、監視指導	全県
9 特定動物の飼養許可、監視指導	全県
10 動物愛護思想の普及啓発 （しつけ方教室、命を大切にする心を育む教室の開催等）	全県
11 県内の動物愛護団体等との事業提携 （合同譲渡会、災害時のペット同行避難訓練等）	全県

## 6 施設の概略図

### 【本所平面図】



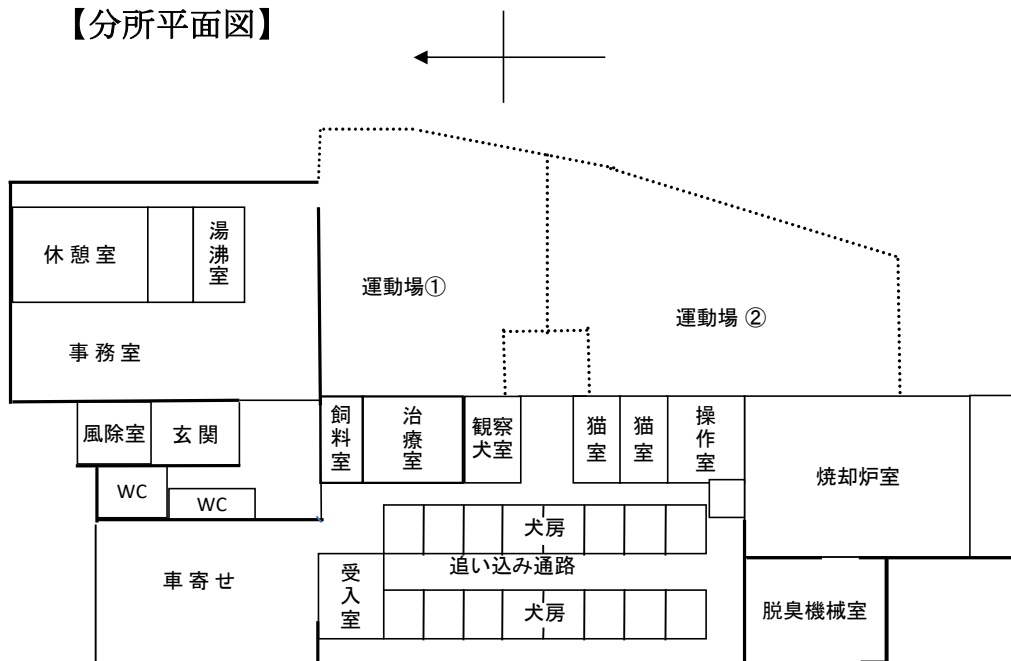
#### ○施設の概要

敷地面積 5,961.45 m<sup>2</sup>  
 建物面積 1,496.74 m<sup>2</sup>

工期 着工 平成29年10月  
 完成 平成31年 3月

## 7 施設の概略図

【分所平面図】



○ 施設の概要

敷地面積	2,928.46㎡
建物面積	本館 385.21㎡
	車庫 54.00㎡
工期	着工 平成1年10月31日
	完成 平成2年 5月31日

配置図

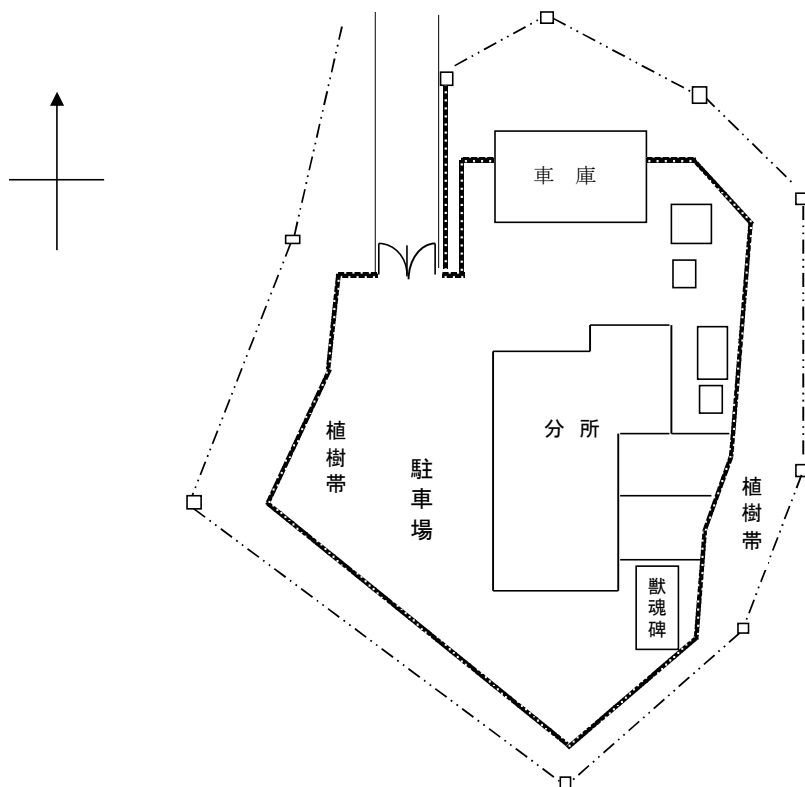




表1 狂犬病予防業務等実施状況

令和4年3月31日現在

年 度	登録状況										狂犬病予防注射状況			抑留犬飼養管理状況				
	登録頭数 (期間末 原簿総 数)	登録申請 頭数	鑑札再交 付数	犬の所在地変更届							所有者の 氏名・住 所変更	所有者の 変更届	集合注射 頭数	個別注射 頭数	小計	注射済票 の再交付 数	抑留犬管 理件数	飼養管理 延日数
				死亡届出 件数	県外から の移動 (引換え 交付)	県外へ 移動	管外(県 内)から 移動	管外(県 内)への 移動	管内の 移動	計								
令和3年度	3,118	204	7	340	18	3	25	25	4	71	10	9	1,742	553	2,295		3	21
令和2年度	3,239	191	1	394	14	5	23	14	2	58	5	10	1,749	637	2,386		1	6
令和元年度	3,424	185	2	312	10	9	31	19	2	71	4	11	1,942	567	2,509	1	3	13

表2 犬の危害防止業務実施状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

年 度	抑留状況							処分状況					行政措置等					棄殺			
	センター における 捕獲頭数	センター における 動愛法35 条第3項の 拾得	センターにおける引き取り申請状況				保健所 からの 移送	合計	センター における 飼い主 返還	殺処分	譲渡	その他	合計	勧告書	説諭	始末書	措置命令	告発	その他	実施地区	頭数
			申請件数	生後91日 以上	生後91 日未満	計															
令和3年度	6	2	59	54	5	59	85	93	3	23	70	1	97			2	1				
令和2年度	14	4	2	2		2	109	129	1	51	81	1	134		1	3			7		
令和元年度	26	7	5	5		5	53	91	3	26	46	3	78		2	4			11		

【参考2】 令和3年度 狂犬病予防注射率管内実績

	集合注射	個別注射	小計	登録頭数	注射率
男鹿市	507	192	699	995	70.3
潟上市	743	243	986	1,289	76.5
八郎潟町	91	34	125	197	63.5
五城目町	207	37	244	275	88.7
井川町	122	28	150	213	70.4
大潟村	72	19	91	149	61.1
管内合計	1,742	553	2,295	3,118	73.6

表3 犬に関する苦情・被害の届出状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

年度	被害苦情の届出件数	計	一般苦情					衛生上の苦情					被害						
			小計	野犬・放し飼い等	けい留の方法	なき声等	その他	小計	脱糞	悪臭	脱毛	その他	咬傷を受けた者		咬傷以外の被害を受けた者	家畜等の被害	農地・庭園の被害	その他	
													飼い主・家族	それ以外					
令和3年度	18	18	16	13	1	1	1	1	1				6		3		1	1	1
令和2年度	21	21	16	5	1		10						5		2	2		1	
令和元年度	23	24	20	11		1	8						4		4				

表4 犬による咬傷事故の実態調査

令和3年4月1日～令和4年3月31日

区	分	咬傷事故の件数	咬傷事故を起こした犬の頭数	被害者		咬傷事故被害者										咬傷事故発生時間帯				咬傷事故の発生時における犬の状況				咬傷事故の発生時における被害者の状況					咬傷事故の後の犬の状況				咬傷事故の発生場所						
				飼い主・家族	その他	就学前の者		小学生		中学生		その他		計		9時まで	9時以降12時まで	12時以降15時まで	15時以降18時まで	18時以降	犬舎等にけい留中	けい留して運動中	放し飼い	野犬・放浪犬	その他	犬に手を出した	けい留しようとした	配達・訪問等の際	通行中	遊戯中	その他	捕獲	引取り	飼養継続	逸走	その他	咬傷事故を起こした犬舎等周辺	公共の場所	その他
						男	女	男	女	男	女	男	女	男	女																								
飼	飼い主	登録	3	3		3						2	1	2	1	1	1		1																	2	1		
		未登録																																					
		飼い主不明																																					
野犬（放浪犬）																																							
計			3	3		3						2	1	2	1	1		1	0	0						0										2	1		

●「咬傷事故発生場所」欄の「公共の場所」とは、道路、公園、広場、キャンプ場、海水浴場、学校等をいう。

表5 犬取締車等運行状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

年度	運行日数			業務内容（日数）				
	犬取締車	飼い犬指導車	その他の車	苦情処理	咬傷事故調査	広報・啓発	飼い方教室等	その他
令和3年度	35.5	17.0	27.0	38.5	2.0	2.5	1.0	35.5
令和2年度	12.5	9.5	2.5	10.5	3.5	2.0	8.5	0.0
令和元年度	14.5	13.5	16.5	23.0	3.5	10.0	8.0	0.0

●業務内容は「犬取締車（犬猫搬送車含む）」、「飼い犬指導車」及び「その他の車」による業務実績分。

表6 犬に関する相談受理状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

年度	相談受理件数	計	引き取り申請等	法令関係・手続き等	飼い方・病気等	譲渡	紛失犬	保護犬	その他
令和3年度	329	335	32	9	21	207	11	7	48
令和2年度	51	54	2	3	11	7	19	6	6
令和元年度	130	130	19	16	22	28	26	8	11

表7 犬のしつけ方教室等実施状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

事 項	3年度計	内 訳				2年度計	元年度計
		しつけ方 教室※1	譲渡犬 同窓会※2	譲渡講習・ 個別相談 ※3	出張講演 ※4		
令和3年度	回 数	71	1		70	88	56
	受講者(人)	294	9		285	337	364
	受講犬(頭)	75	5		70	152	207

- ※1：県内保健所・獣医師会などと連携し県内各地に出張し実施。
- ※2：センター地内で実施。（新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から中止）
- ※3：センター地内で実施。
- ※4：県庁出前講座対応。

表8 犬の譲渡実施状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

事 項		3年度	2年度	元年度
犬の譲渡	子犬(頭数)	37	47	3
	成犬(頭数)	33	34	46
	計	70	81	49

表9 命を大切にできる心を育む教室実施状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

事 項	3年度計	内 訳			2年度計	元年度計
		小学校低学 年向け※1	小中高校生 向け※2	体験学習・ 視察等※3		
命を大切にできる 心を育む教室	回 数	33	14	19	45	16
	受講者(人数)	801	731	70	1,974	505
	ボランティア(人数)	3	3		15	12
	ボランティア犬等 (頭数)	3	3		32	9

- 「ボランティア人数（動物愛護推進員含む）」と「ボランティア犬等頭数（センター同伴犬ねこ含む）」は、延べ数。
- ※1と※2は依頼のあった各学校等に出張（出前講座対応）し実施。
- ※3は小中高校生の体験学習・視察受け入れ（センター地内での実施）などの実績を計上。

表10 猫に関する苦情相談の届出状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

年度	計	引取相談					苦 情					飼い方相談等						
		小計	猫引取り申請	飼い主不明猫収容	負傷・死亡猫収容	その他	小計	なき声	糞尿・悪臭等	家畜・ペット等の被害	農地・庭園等の被害	その他	小計	飼い方相談	紛失・保護相談	忌避・防除相談	里親希望・譲渡相談	その他
3年度	953	338	115	171	43	9	36	4	10		2	20	579	21	21		445	92
2年度	173	109	49	50	6	4	16	2	7			7	48	4	38	1	4	1
元年度	290	197	84	97	16		12		1	2		9	81	7	51		17	6

表11 猫の引取り等の収容

令和3年4月1日～令和4年3月31日

事 項		3年度	2年度	元年度	
引取り申請	生後91日以上	おす	44	31	17
		めす	61	26	26
		匹数計	105	57	43
	生後90日以内	50	41	20	
	小 計	155	98	63	
拾得等の収容	生後91日以上(推定含む)	28	16	7	
	生後90日以内(推定含む)	90	135	68	
	負傷猫(年齢問わず・内数)	52	46	36	
	小 計	170	197	111	
移送受理	生後91日以上(推定含む)	203	365	159	
	生後90日以内(推定含む)	279	388	297	
	小 計	482	753	456	
	合 計	807	1048	630	

(数字は頭数)

表12 猫の譲渡実施状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

事 項		3年度	2年度	元年度
猫の譲渡	子猫(匹数)	292	289	262
	成猫(匹数)	116	139	73
	計	408	428	335

表13 負傷猫の収容対応状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

事 項		3年度	2年度	元年度
負傷猫	受付・調査対応(件)	56	43	36
	収容数(匹数)	52	46	36

表14 処分施設の稼働状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

事 項		令和 3年度	令和 2年度	令和 元年度
稼働日数		7	13	9
犬	県北部	21	33	9
	県中央部	2	13	16
	県南部	1	6	4
	頭数合計	24	52	29
秋田市からの依頼（犬頭数）		0	2	5
犬処分頭数計【全県】		24	54	34
猫	県北部	102	160	74
	県中央部	134	174	76
	県南部	183	296	119
	匹数合計	419	630	269
秋田市からの依頼（猫匹数）		61	127	82
猫処分匹数計【全県】		480	757	351

- 県北部は大館・北秋田・能代保健所管内、県中央部は動物愛護センター・由利本荘保健所管内、県南部は大仙・横手・湯沢保健所管内分で、秋田市からの処分依頼と合わせてセンターに移送されている。

表15 特定動物の許可事務

令和3年度末現在の飼養許可事業所数	8 件
令和3年度末現在の飼養許可施設数	44 施設

令和3年4月1日～令和4年3月31日

区分	事項	許可事項		届出変更	
		新規	変更	事項変更	廃止
許可申請 件数	事業所数	4	2	1	
	飼養施設数	16	2	2	
飼養許可 申請施設 の処分等	許可	16	2		
	許可保留				
	不許可				



表16 特定動物の飼養許可状況

令和3年3月31日現在

動物種		事業所数	許可施設数	頭(匹)数	許可頭(匹)数		
総計	計		41	166	597		
令和3年度	哺乳綱	3	28	149	570		
	鳥綱	2	5	10	18		
	爬虫綱	4	8	7	9		
綱	目	科・属					
哺乳綱	霊長目	アテリダエ科	ホエザル属				
			クモザル属				
			ウーリークモザル属				
			ウーリーモンキー属				
		おながざる科	マカク属	1	1	58	150
			マンガベイ属				
			ヒヒ属	1	1	1	1
			マンドリル属				
			ゲラダヒヒ属				
			オナガザル属	1	2	4	12
			パタスモンキー属				
			コロブス属	1	2	4	12
			ブロコロブス属				
			ドックモンキー属				
	コバナテングザル属						
	テングザル属						
	リーフモンキー属						
	てながざる科	1	2	3	5		
	ひと科	オランウータン属					
		チンパンジー属	1	1	5	6	
		ゴリラ属					
	食肉目	いぬ科	イヌ属	1	1	2	10
			タテガミオオカミ属				
			ドール属				
			リカオン属				
	猫科	くま科	3	12	62	349	
		ハイエナ科					
ねこ科		ネコ属					
		オオヤマネコ属					
		ヒョウ属	1	3	7	17	
		ウンピョウ属					
ピューマ属							
長鼻目		ぞう科	1	2	1	3	
奇蹄目		さい科					
偶蹄目		かば科					
	きりん科	キリン属	1	1	2	5	
	うし科	アフリカスイギュウ属					
バイソン属							
鳥綱	だちょう目	ひくいどり科	1	1	1	1	
	たか目	コンドル科					
		たか科	1	4	9	17	
爬虫綱	かめ目	かみつしがめ科	1	1	1	1	
		おおとかげ科					
		にしきへび科	2	3	3	3	
		ボア科	3	4	3	5	
		とかけ目	なみへび科	ブームスラング属			
	アフリカツルヘビ属						
	ヤマカガシ属						
	タチメニス属						
	コブラ科						
	くさりへび科						
		マムシ再掲					
わに目	アリゲーター科						
	クロコダイル科						
	ガビアル科						

表17 動物取扱業登録状況

令和3年度末現在の登録件数 580 件  
 令和3年度末現在の事業所数 382 件

令和3年4月1日～令和4年3月31日

		登録申請	登録更新	登録拒否	変更届出	廃止
種別	販売	23	47		26	19
	保管	28	50		28	19
	貸出し	7	10		10	6
	訓練	5	6		7	5
	展示	6	12		22	28
	競りあっせん					
	譲受動物飼養					
合計		69	125		93	77

表18 動物取扱責任者研修実施状況

平成31年4月1日～令和3年3月31日

	3年度	2年度	元年度
開催回数 (回)	5	8	7
出席者数 (人)	336	334	372
上記研修欠席者の個別研修 (回・人)	書面研修1回・ 40人	2回・56人	

※R2年度は新型コロナウイルス感染症対策として、1回における出席者数を抑えながら開催した。

※R3年度の個別研修は、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数の増加により急遽中止し、代替として書面研修を行った。

表19 特定動物及び動物取扱業の飼養施設監視指導状況

令和3年4月1日～令和4年3月31日

特定動物												
施設数		立入検査件数		措置等			許可取消					
45		112		措置命令		その他						
動物取扱業												
		施設数	立入検査件数	業務停止		登録取消	21条			22条		
				一部	全部		勧告	命令	その他	勧告	命令	その他
種別	販売	41	54									
	保管	26	29									
	貸出し	9	11									
	訓練	4	5									
	展示	16	20									
	競りあっせん											
	譲受動物飼養											
合計		96	119									

### 【参考1】 動物愛護センター来場者

(人)

事 項	令和 3年度	令和 2年度	令和 元年度
来場者数計	9,080	3,486	52,070

※来場者には、見学者、譲渡希望者、研修会・行事参加者、ボランティアなどを含みます

### 【参考2】 動物愛護センター運営ボランティア登録者

(人)

事 項		令和 3年度	令和 2年度	令和 元年度
登録者数計		41	52	51
活 動 区 分	I 飼育活動	36	41	39
	II 案内活動	29	30	28
	III 普及啓発	23	33	40
	IV ふれあい	16	26	31
	V 譲渡	6	7	7
	VI 預かり	15	12	12

※各年度登録者は各活動区分に重複登録あり

R2年度は前年度登録更新者と新規登録者の計

### 【参考3】 動物愛護センターへの寄付協力者

(人)

事 項		令和 3年度	令和 2年度	令和 元年度
協力者数計		135	116	93
内 容 内 訳 ( 件)	フード・缶詰類	83	87	74
	タオル類	37	27	24
	トイレシート・猫砂	18	13	8
	飼育用具類	9	19	19
	ワクチン等獣医療品		2	3
	その他	2		1
	計	149	148	129

※協力者数計は延べ人数、内容内訳は重複件数